

桶川市都市計画審議会の会議の公開に関する取扱要綱

〔平成19年 4月 1日〕
市 長 決 裁

第1 趣旨

この要綱は、桶川市都市計画審議会条例（昭和44年9月1日条例第26条、以下「条例」という。）第10条の規定に基づき、桶川市都市計画審議会（以下「審議会」という。）の会議の公開に関し、必要な事項を規定したものである。

第2 会議の公開の原則

審議会の会議は、公開とする。ただし、当該会議において取扱う情報が、桶川市情報公開条例（平成13年桶川市条例第13号、以下「情報公開条例」という。）第7条各号（以下「非公開事項」という。）に該当するとき、又はそのおそれがあるときは、当該会議を非公開とすることができる。

第3 公開・非公開の決定方法

審議会の会長は、会議において、取扱う情報が情報公開条例の非公開事項に該当すると認めるとき、又は委員からその旨の指摘があったときは、会議に諮り、出席した委員の過半数をもって、会議の一部又は全部を非公開とすることができる。

第4 会議開催の事前公表

会議の開催は、公開、非公開にかかわらず、会議開催の一週間前までに所定の方法（庁舎内への案内の掲示など）により公表する。公表後に公表内容の変更が生じた場合も同様とする。

第5 公表の内容

公表する会議の内容は、会議名、議題、日時、場所、傍聴の可否、傍聴の定員、その他必要な事項とする。ただし、非公開とする審議事項については、その理由を明らかにしなければならない。

第6 傍聴者の範囲

何人も会議を傍聴することができる。ただし、次のいずれかに該当する者は、傍聴することはできない。

- (1) 銃器その他危険なものを携帯している者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を携帯している者
- (4) はちまき、腕章、たすき、ゼッケン、ヘルメットの類を着用している者
- (5) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を持っている者
- (6) その他、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

第7 先着順による傍聴

- 1 傍聴希望者が傍聴定員を超えた場合は、先着順により決定する。ただし、先着順によりがたい場合は、抽選によることができる。
- 2 傍聴定員は、10人とする。

第8 傍聴者の遵守事項

- 1 傍聴者は、別に定める傍聴の遵守事項を守り、会長の指示に従って、静粛に傍聴しなければならない。
- 2 傍聴者（報道関係者）による写真撮影、録音及び録画（いずれの行為も会議冒頭のみ）は、審議会の会長の許可を得て行うことができる。

第9 会議資料の配布

会議を公開する場合は、傍聴者に議案概要一覧を配布する。

第10 会議録の公開

公開、非公開の会議にかかわらず、会議録は、情報公開条例に基づき公開（非公開事項を除く。）が可能となるものであるが、市が主体的に会議録を公表することにより、会議の透明性の確保に努めるものとする。

附 則

この要綱は、平成19年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年 9月 1日から施行する。